

平成十三年政令第四十一号

電子署名及び認証業務に関する法律施行令
内閣は、電子署名及び認証業務に関する法律
(平成十二年法律第百二号) 第七條第一項(同法
第十五條第二項において準用する場合を含む。)
第二十二條第一項(同法第三十一條第六項におい
て準用する場合を含む。)、並びに第三十六條第一
項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定す
る。

(特定認証業務に係る認定の有効期間)

第一条 電子署名及び認証業務に関する法律(以
下「法」という。)第七條第一項(法第十五條
第二項において準用する場合を含む。)、の政令
で定める期間は、一年とする。

(指定調査機関の指定等の有効期間)

第二条 法第二十二條第一項(法第三十一條第六
項において準用する場合を含む。)、の政令で定
める期間は、五年とする。

(認定等の申請に係る手数料の額)

第三条 法第三十六條第一項各号に掲げる者が同
項の規定により国に納めなければならない手数
料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める額とする。

一 主務大臣が法第十七條第一項の指定調査機
関に同項の規定による調査の全部を行わせる
場合 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、そ
れぞれイ又はロに定める額

イ 法第七條第一項(法第十五條第二項にお
いて準用する場合を含む。)、の認定の更新
を受けようとする者 一万三百円

ロ 法第九條第一項(法第十五條第二項にお
いて準用する場合を含む。)、の変更の認定
を受けようとする者 五千六百円

二 主務大臣が法第十七條第一項の指定調査機
関に同項の規定による調査の全部を行わせな
い場合 別に政令で定める額

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関す
る法律(平成十四年法律第百五十一号)第六條

第一項の規定により同項に規定する電子情報処
理組織を使用して認定又はその更新の申請を行
う場合における前項の規定の適用については、
同項第一号中「一万三百円」とあるのは「九千
九百円」と、「五千六百円」とあるのは「五千
二百円」とする。

(指定調査機関が行う調査に係る手数料の額の
認可)

第四条 法第三十六條第二項の規定による認可を
受けようとする指定調査機関は、認可を受けよ

うとする手数料の額及び調査の実施に要
する費用の額に関し主務省令で定める事項を記
載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
手数料の額の変更の認可を受けようとする
ときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合する
と認めるときでなければ、前項の認可をしては
ならない。

一 手数料の額が当該調査の業務の適正な実施
に要する費用の額を超えないこと。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをす
るものでないこと。

附 則

この政令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第一
一号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施
行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一
二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
行する。

附 則 (令和元年二月一三日政令第一
八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による
行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律(次条において
「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二
月十六日)から施行する。